



# 法人税に関する年度末の 税務コンプライアンス

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、メキシコ法人税に関して企業が実施しなければならない年度末の税務コンプライアンス項目について紹介させていただきます。

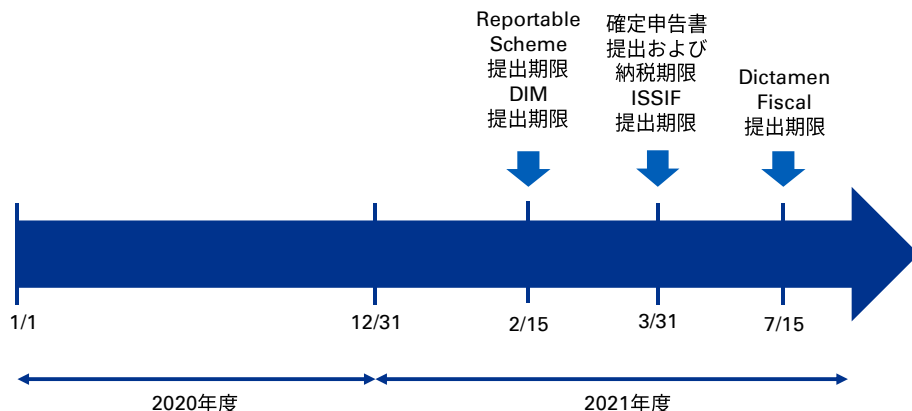
皆様ご存知のとおり、メキシコ法人税法上、年度末において確定申告書の提出に加えていくつかの納税者情報をメキシコ税務当局 (SAT) に提出することが求められます。また、提出しなければならない情報の提出タイミングが必ずしも確定申告書と同じではない点にも留意する必要があります。したがって、確定申告書の提出に向けて年度末決算作業を進められているこのタイミングにおいて、法人税に関する年度末の税務コンプライアンスについて改めてご紹介させていただきます。

## 目次

1. 法人税に関する年度末の税務コンプライアンス

# 1. 法人税に関する年度末の税務コンプライアンス

メキシコ法人税法における2020年度の年度末における税務コンプライアンスとしては、主に以下の事項が挙げられます。



## ■ Declaración Informativa Múltiple (DIM) の提出

要件に該当する企業（メキシコ日系企業の多くは該当）は、2月15日までにDIMという情報申告書の提出を行う必要があります（ただし、DIMのAnnex 9（海外関連者との取引情報）に関しては、Dictamen Fiscalを提出しない会社は確定申告書とISSIFの提出時が期限、Dictamen Fiscalを提出する会社はDictamen Fiscalの提出時が期限となる点にご留意ください）。

## ■ Reportable Schemeに関する情報申告書の提出

2020年度に関して報告すべきReportable Schemeがある企業は、2021年1月1日以降の30営業日以内（2月15日が期限）にReportable Schemeに関する情報申告書の提出を行う必要があります（税務アドバイザーが提出を行わない場合）。なお、2021年度以降に発生した報告すべきReportable Schemeについては発生後30営業日以内にその都度報告する必要がある点にご留意ください。

## ■ 納税および確定申告書の提出

決算日後3ヵ月以内（すなわち、3月31日が期限）に確定申告書の提出および税金の納付を行う必要があります。

## ■ Informacion Sobre Situacion Fiscal (ISSIF)の提出

Dictamen Fiscalを提出しない企業で要件に該当する企業は、3月31日までにISSIFという情報申告書の提出を行う必要があります。

## ■ Dictamen Fiscalの提出

Dictamen Fiscalを提出することを選択した企業は、7月15日までに監査人による税務監査を受けDictamen Fiscalの提出を行う必要があります。ただし最終の納税額を7月15日までに納付した場合、Dictamen Fiscalの提出日は7月29日まで延長が可能となります。

なお、DIM、ISSIFおよびDictamen Fiscalの詳細な内容につきましては、2020年7月27日号「年次情報申告書の提出義務について」において解説しておりますので必要に応じてご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/12/mexico-newsletter-20200727.html>

また、Reportable Schemeの詳細な内容につきましては、2020年12月7日号「Reportable Schemeについて」において解説しておりますので必要に応じてご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/mexico-newsletter-20201207.html>

その他、メキシコ日系企業にとって影響があると想定される2020年度の税制改正項目について、以下においてまとめておりますので必要に応じてご覧ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/12/mexico-webinar-20201112.html>

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.